

議員 新 口 秀 世
議員 中 輝 夫
議員 須 金 亮 次

写

福総文発第二千六百二十二号
平成元年十二月十二日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

議案の訂正について

平成元年第四回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したので、
よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第百二号 福生市基本構想（第二期）の制定について

訂 正 箇 所	誤	正
別紙福生市基本構想（第2期）	障害者等のハンディキャップを負っている	障害のある
4 ページ 12 行目		

別紙福生市基本構想（第2期） 14ページ7行目	高齢者等	高齢者の人々
別紙福生市基本構想（第2期） 25ページ13行目	障害者などの弱者	障害のある人々

議案第百十号

長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度の堅持並びに
都市農業確立対策の実施に関する意見書

右の議案を提出する。

平成元年十二月二十日

提出者	林 田 武
賛成者	南 木 繁 男
"	井 上 寅 吉
"	松 山 清
"	遠 藤 洋 一
"	指 田 保 雄
"	村 野 和 一郎
"	赤 星 行 人

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度の堅持並びに

都市農業確立対策の実施に関する意見書

市街化区域内における長期営農継続農地制度は、長期安定税制度として創設され、現在に至るまで都市農業が持っている機能・役割を果たしてきたことは、御承知のとおりであり、また、相続税等の納税猶予制度も、都市農業の継承にとって欠くことのできない制度であります。

しかるに、最近の都市農業をめぐる情勢は、大都市地域における住宅・宅地供給の促進と地価対策の観点から、宅地並み課税の強化や長期営農継続農地制度の廃止等の動きがあることは誠に憂慮に耐えない次第であります。

都市農業の持つ生産・環境保全機能等、多目的機能としての役割をより評価するとともに、将来の緑豊かな都市づくりにとって不可欠である都市農業の推進を図るため、次の事項について強く要望いたします。

記

- 一 現行の「長期営農継続農地制度」「相続税等納税猶予制度」を堅持すること。
- 二 「農業のある街づくり」を進め、都市の中に農地を位置づけ、都市農業の確立・発

写

福総文発第2650号
平成元年12月18日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌八郎 印

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

展のための施策を導入・充実すること。
以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成元年十二月二十日

福生市議会議長

仲 村 清 信

内閣総理大臣
建設大臣
自治大臣
農林水産大臣
国土庁長官
経済企画庁長官

殿

⑦

専決第九号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成元年十二月一日

福生市長 石 川 彌八郎 印

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金三万九千七百円

二 損害賠償の相手方 東京都昭島市緑町二丁目二八番一四号

武田 哲

三 事故の概要

平成元年十一月十二日午前十時頃、福生市大字熊川一三一一番地先路上において、停車中の相手車両に市所有車が接触し、損害を与えた。

平成 元 年度

第 3 回

定期監査報告書

建設部 下水道課

福生市監査委員

写

福監発第 28 号

平成元年 12 月 18 日

福生市長

石 川 彌 八 郎

殿

福生市議会議長

仲 村 清 信

福生市監査委員 持 田 力 印

同 指 田 保 雄 印

平成元年度第 3 回定期監査の結果について

(報 告)

地方自治法第 199 条第 3 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 8 項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

(1) 予算の執行状況について

(2) 下水道事業受益者負担金賦課徴収事務について

(3) 下水道使用料徴収事務について

(4) 下水道施設維持管理事務について

(5) 下水道管渠新設改良事業について

第 8 号 第 3 号

平成 11 年 11 月 8 日

第 3 号

市長 市議員

市議員 市議員

市議員 市議員

市議員 市議員

市長 市議員

市議員 市議員

平成 11 年 11 月 8 日

(附 録)

平成 11 年 11 月 8 日

平成 11 年 11 月 8 日

平成 11 年度

第 3 回

定期監査報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

建設部下水道課

2 監査の範囲

平成元年 4 月 1 日から平成元年 10 月 31 日までの間に執行された財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成元年 11 月 1 日から平成元年 11 月 24 日まで

4 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となった建設部下水道課における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 下水道事業受益者負担金賦課徴収事務について

(3) 下水道使用料徴収事務について

(4) 下水道施設維持管理事務について

(5) 下水道管渠新設改良事業について

(6) 水洗化普及状況について

(7) 下の川改修事業について

(8) 備品の管理について

Ⅱ 監査の結果

予算の執行は、歳入、歳出とも予算の定める処により、順調に執行されている。これ等の財務に関する事務は、おおむね適正であると認められた。

以下事務事業の執行に係る、監査した事項について記述する。

1 事務分掌は、次のとおりである。

管理係

(1) 下水道事業会計予算に関すること。

(2) 下水道事業の計画及び調整に関すること。

(3) 下水道事業の認可申請に関すること。

(4) 流域下水道に関すること。

(5) 受益者負担に関すること。

(6) 下水道使用料に関すること。

(7) 量水器の検針及び使用水量の認定に関すること。

(8) 水洗化の助成融資に関すること。

(9) 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合に関すること。

(10) 課内庶務に関すること。

工務係

(1) 下水道工事（排水設備工事を除く。）の設計、施行及び監督に関すること。

(2) 下水道施設の維持管理及び修繕に関すること。

(3) 下水道台帳の整備及び保管に関すること。

(4) 水質検査に関すること。

(5) その他工務及び維持に関すること。

排水設備係

(1) 排水設備工事に関すること。

(2) 除害施設の設置指導に関すること。

(3) 水洗化の普及促進に関すること。

(4) 指定下水道工事店に関すること。

(5) その他排水設備に関すること。

2 職員の配置状況は、次のとおりである。

単位：人

区 分	職 名	課 長	係 長	主 事	技 師	合 計
下 水 道 課		1	3	9	2	15
	管 理 係	—	1	3	—	4
	工 務 係	—	1	4	2	7
	排水設備係	—	1	2	—	3